

7. 様々な形態の取引に関する取組み
(SNS個人間融資・ファクタリング・
後払い(ツケ払い)現金化・先払い買取現金化)

参考資料

令和4年6月7日

金融庁

貸す側も、借りる側も

資料1-2 ①

2019年8月19日公表

個人間融資に 要注意！



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う

「**個人間融資**」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「**貸金業**」に該当します。
 - ※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
 - 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」に該当するおそれがあります。
- ⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。

（貸金業の無登録営業：10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金
無登録業者による勧誘：2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金）



個人間融資を利用しようと思っている方へ

- ・ 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- ・ 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれるなどの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188(消費者ホットライン)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

ホーム

金融庁について

お知らせ・広報

政策・審議会等

法令・指針等

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

金融機関情報

国際関係

ホーム > 利用者の方へ > 消費者金融等について

ファクタリングに関する注意喚起

<知りたい情報をクリックしてください>

ファクタリングについて ▶

給与ファクタリング ▶

事業者向けファクタリング ▶

貸金業者検索 ▶

相談窓口 ▶

ポイント

- ▶ ファクタリングとは、債権を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス。
- ▶ 個人が勤務先に対して有する給与（賃金債権）を対象とした「給与ファクタリング」を業として行うことは、貸金業に該当（貸金業登録が必要）。貸金業登録を受けていないヤミ金融業者を利用すると、様々な被害や生活破綻につながるおそれ。
- ▶ 事業者が保有している売掛債権等を対象とする「事業者向けファクタリング」においては、ファクタリングを装って貸付けを行うヤミ金融業者が存在。また、ファクタリングであっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものについては、貸金業に該当するおそれ。
- ▶ 高額な手数料のファクタリングを利用すると、かえって資金繰りが悪化する可能性。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に便乗して、ヤミ金融業者による違法な貸付け等が行われる懸念もあるため、十分注意が必要。

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融行政モニター

▶ 入札公告等

▶ 申請・届出・照会

▶ パブリックコメント

▶ 情報公開等

▶ 利用者の方へ

▶ 採用情報

▶ 関連リンク

📶 新着情報配信サービス

📶 調達情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。

ファクタリングについて

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。

また、最近では、このスキームを個人に当てはめ、個人が勤務先に対して有する給与（賃金債権）を、給与の支払日前に一定の手数料を徴収して買い取り、給与が支払われた後に、個人を通じて資金の回収を行う「給与ファクタリング」という手法も現れています。

下記のとおり、「給与ファクタリング」を業として行うことは、貸金業に該当します（貸金業を営む者は、財務局長又は都道府県知事の登録を受ける必要があります。登録を受けずに貸金業を営む者はヤミ金融業者です。）。

また、「事業者向けファクタリング」についても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは貸金業に該当するおそれがあります。

新型コロナウイルス感染症に便乗して、ヤミ金融業者による違法な貸付け等が行われる懸念もありますので、ヤミ金融業者を利用することのないよう十分注意してください。

給与ファクタリングに関する注意喚起

「給与ファクタリング」などと呼ばれ、個人の賃金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、**貸金業に該当します**。
貸金業登録を受けていない業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です。

～「給与ファクタリング」に関する被害事例～

- 年利換算で数百%になる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な返済義務の課金

**あなたの生活が破綻するおそれがあります！
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

悪質な業者の被害や被害に関する相談窓口

「給与ファクタリング」などと称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは、貸金業に該当します（注）。

貸金業登録を受けていないヤミ金融業者により、年率換算すると数百～千数百%になる手数料を支払われたり、大声での恫喝や勤務先への連絡といった私生活の平穏を害するような悪質な取立ての被害を受けたりする危険性があります。

また、高額な手数料を支払ってしまうと、本来受け取る賃金よりも少ない金額の金銭しか受け取れなくなるため、経済的状況がかえって悪化し、生活が破綻するおそれがあります。

ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください。

なお、給与ファクタリングに限らず、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなファクタリングについては、貸金業に該当するおそれがありますので、ご留意願います（下記「[事業者向けファクタリングに関する注意喚起](#)」を参照）。

（注）貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人は、自ら使用者（労働者の勤務先等）に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、給与ファクタリングにおいては、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

そのため、給与ファクタリングでは、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、これは経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、給与ファクタリングを業として行うものは、貸金業に該当すると考えられます。

貸金業法の解釈の詳細な内容については、以下の「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に掲載している文書をご参照願います。

【一般的な法令解釈に係る書面照会手続 照会文書】

【一般的な法令解釈に係る書面照会手続 回答文書】

ヤミ金融業者に要注意



中小企業の経営者などを狙い、貸金業登録を受けていない者が、ファクタリングを装って、業として、貸付け（債権担保貸付け）を行っている事案が確認されています。

- ファクタリングとして勧誘を受けたが、契約書に「債権譲渡契約（売買契約）」であることが定められていない
 - ファクタリング業者から受け取る金銭（債権の買取代金）が、債権額に比べて著しく低額である
- などのケースは、ファクタリングを装った貸付けの疑いがありますので、十分注意してください。

また、ファクタリングであっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものについては、貸金業に該当するおそれがあります。

例えば、譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合に、

- 売主が債権を買い戻すこととされている
- 売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされている

などといったようなものについては、貸金業に該当するおそれがあります（貸金業の該当性については、契約書の文だけでなく、経済的側面や実態に照らして判断されるものです。）。

少しでも不審に思ったら、下記の相談窓口へ情報提供・相談をお願いいたします。

（参考）

裁判例においても、

- ファクタリング業者が債権回収のリスクをほとんど負っていない
- 債権の額面と無関係に金員の授受がなされていた
- 売主は、買戻しを行わざるを得ない立場にあった
- 債権が回収不能となった場合には代金を減額されるなど、債権の回収リスクが売主の信用リスクと同じとなっている

といった事情等を考慮して、金銭の授受が金銭消費貸借契約に準じるものと判断されたものがあります（大阪地方裁判所平成29年3月3日判決）。

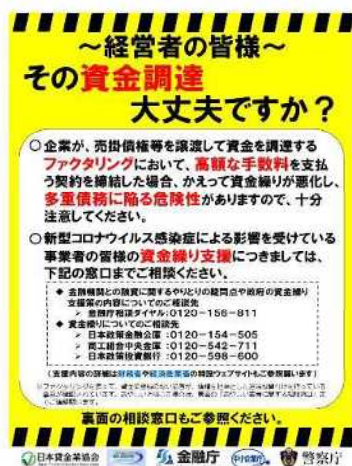
業として、金銭消費貸借を行う場合には、貸金業登録を受ける必要があります。

悪質な取立ての被害については相談を！

悪質な業者から、業務の平穩を害するような取立てが行われるおそれがあります。

最高裁判所の判例では、権利の実行について、権利の範囲又は社会通念上一般に、忍容すべきものと認められる程度を逸脱するときは違法となり、恐喝罪又は脅迫罪が成立することがあるとされています（参考：最高裁判所昭和27年5月20日判決）。

悪質な取立ての被害に遭った場合には、警察に相談をお願いいたします。



ファクタリングにおいて、高額な手数料を支払うと、かえって資金繰りが悪化し、多重債務に陥る危険性がありますので、十分注意してください。

事業者の皆様の資金繰り支援や相談窓口のご案内につきましては、[金融庁ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症関連情報」](#)をご参照願います。

貸金業者検索

貸金業登録の有無は、金融庁ウェブサイト「[登録貸金業者情報検索サービス](#)」から検索することができます。

相談窓口

- 金融庁 金融サービス利用者相談室（平日10時00分～17時00分）
電話：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
FAX：03-3506-6699
[インターネットによる情報の受付は、こちら](#) 
- 多重債務相談窓口連絡先
<https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>
- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
電話：0570-051051（IP電話からは03-5739-3861）
- 警察
電話：#9110（各都道府県警察相談ダイヤル）
- 消費生活センター等の消費生活相談窓口
電話：188（消費者ホットライン）

給与の買取りをうたった 違法なヤミ金融に ご注意ください！



「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を
買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、
貸金業に該当します※。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法な
ヤミ金融業者**です。

＜貸金業登録の有無は、[金融庁WEBサイト\(登録貸金業者情報検索サービス\)](#)から検索できます。＞

～ 「給与ファクタリング」に関する被害事例 ～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

**あなたの生活が破綻するおそれがあります！
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

※貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が貸金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、貸金債権の譲受人は、自ら使用者（労働者の勤務先等）に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、上記の業務においては、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。（詳細は金融庁WEBサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「[照会](#)」及び「[回答](#)」をご参照願います。）

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用者相談室

(受付時間: 平日10:00～17:00)

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

多重債務相談窓口連絡先

財務局、都道府県等の相談機関
の連絡先は二次元バーコードの
[リンク先](#)から確認できます。



日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■[#9110](#) (各都道府県警察相談ダイヤル)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188 (消費者ホットライン)



資料1-2 ④

2020年3月6日公表

金融庁における法令解釈に係る照会

令和2年2月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項

(2) 論点

業として、個人（労働者）が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと（以下「本件業務」という。）は、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当するかどうか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

(1) 貸金業法の規定

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、金銭の交付及び返還の約束があるものと考えられている（注1）。また、同項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」とは、手形割引や売渡担保など、金銭消費貸借とその法的性質は異なるものの、経済的に貸付けと同様の機能を有するものをいうと考えられている（注2）

（注1）第198回通常国会参議院予算委員会（H31.3.25）における金融庁監督局長答弁要旨。

（注2）上柳敏郎・大森泰人編著「逐条解説 貸金業法」52頁（商事法務 2008年）

(2) 賃金債権の譲渡について

賃金債権については、労働基準法第24条第1項において「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」とされているところ、最高裁判所昭和43年3月12日判決によると、労働者が賃金債権を他に譲渡した場合においても、使用者は直接当該労働者に支払わなければならない、譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないと考えられている。

(3) 見解

本件業務において、賃金債権の譲受人は、当該債権の回収に当たって、上記2(2)のとおり労働基準法第24条第1項の規定により、直接使用者に支払い請求することはできず、常に労働者に対して支払いを請求することとなる。

よって、本件業務は、金銭消費貸借そのものではないものの、実体として譲受人から労働者への金銭の交付及び労働者から譲受人への金銭の返還が常に予定されているものであり、また、その他の回収方法の余地がないという点で、経済的に貸付けと同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法第2条第1項の「貸金業」に該当するものとする。

以 上

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

令和2年3月5日

（照会者名） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

令和2年2月28日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権について、労働者が賃金の支払を受ける前にそれを他に譲渡した場合においても、その支払については労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないとの同法の解釈を前提とすると、照会に係るスキーム（個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。）においては、いかなる場合であっても賃金債権の譲受人が自ら使用者に対してその支払を求めることはできず、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることとなると考えられる。

そのため、照会に係るスキームにおいては、賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると考えられる。

したがって、照会に係るスキームを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当すると考えられる。

～経営者の皆様～

その資金調達 大丈夫ですか？

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「**ファクタリング**」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。



被害が疑われる事例



- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

ご連絡・お問い合わせ先

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間: 平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

各財務局の貸金業者に関するお問い合わせ先

北海道財務局 金融監督第3課

■011-709-2311(代)

関東財務局 金融監督第5課

■048-600-1151

北陸財務局 金融監督第2課

■076-292-7854

中国財務局 金融監督第3課

■082-221-9221(代)

福岡財務支局 金融監督第3課

■092-411-5088

沖縄総合事務局 金融監督課

■098-866-0095

東北財務局 金融監督第3課

■022-263-1111(代)

東海財務局 金融監督第4課

■052-951-2995

近畿財務局 金融監督第4課

■06-6949-6520

四国財務局 金融監督第2課

■087-811-7780(代)

九州財務局 金融監督第3課

■096-206-9763

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

資金繰りに関する相談先

北海道経済産業局 中小企業課

■011-709-1783

関東経済産業局 中小企業課／中小企業金融課

■048-600-0323／048-600-0425

中部経済産業局 中小企業課

■052-951-2748

中国経済産業局 中小企業課

■082-224-5661

九州経済産業局 中小企業課

■092-482-5447

東北経済産業局 中小企業課

■022-221-4922

近畿経済産業局 中小企業課

■06-6966-6023

四国経済産業局 中小企業課

■087-811-8529

沖縄総合事務局 中小企業課

■098-866-1755

～経営者の皆様～

その資金調達 大丈夫ですか？

- 企業が、売掛債権等を譲渡して資金を調達する
ファクタリングにおいて、**高額な手数料**を支払う契約を締結した場合、かえって資金繰りが悪化し、**多重債務に陥る危険性**がありますので、十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の皆様の**資金繰り支援**につきましては、下記の窓口までご相談ください。

◆ 金融機関との融資に関するやりとりの疑問点や政府の資金繰り支援策の内容についてのご相談先

➢ 金融庁相談ダイヤル:0120-156-811

◆ 資金繰りについてのご相談先

➢ 日本政策金融公庫 :0120-154-505

➢ 商工組合中央金庫 :0120-542-711

➢ 日本政策投資銀行 :0120-598-600

（支援内容の詳細は[財務省](#)や[経済産業省](#)の特設ウェブサイトもご参照願います）

※ファクタリングを装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。あやしいと感じた場合は、裏面の「あやしい業者に関する相談窓口」までご連絡願います。

裏面の相談窓口もご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ先

財務局の相談窓口

■北海道財務局 011-729-0177
■東北財務局 0120-917-993
■関東財務局 048-615-1779
■北陸財務局 076-208-6711
■東海財務局 052-687-1887
■近畿財務局 06-6949-6530

■中国財務局 0120-99-0028
■四国財務局 087-811-7803
■九州財務局 096-353-6352
■福岡財務支局 092-433-8066
■沖縄総合事務局 098-866-0095

中小企業庁の相談窓口

中小企業 金融・給付金窓口(受付時間:平日・休日9:00~17:00)

■0570-783183

銀行協会等の中小企業向け融資に関する相談窓口

■全国銀行協会 050-3385-6091 (受付時間:平日9:00~12:00、13:00~17:00)
■全国信用金庫協会 03-3517-5825 (受付時間:平日9:00~17:00)
■全国信用組合中央協会 03-3567-2456 (受付時間:平日9:00~17:00)

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間:平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)



「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意

資料1-2⑧

2021年6月16日公表

即日現金化

ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック

レビュー投稿で現金報酬GET

SNS拡散で商品宣伝協力金

などの甘い言葉にご注意ください！

いわゆる後払い(ツケ払い)現金化に要注意！

事例



①申込み

②キャッシュバック名目など金銭の支払
商品の提供

③商品代金の後払い



金融ブラック
OK

借金では
ありません

特徴1 形式的には後払いによる商品売買^(※1)だが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取る^(※2)。

特徴2 給料日等に商品代金を支払うことになり、その商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額。

(※1) 商品の価値と販売価格が必ずしも見合っており、顧客も商品を購入することを目的としていない。また、契約に当たっては、業者において利用者の収入等による審査が行われることが多い。

(※2) キャッシュバック・レビュー報酬名目や提携した買取業者が当該商品を買取ることにより金銭が支払われることが多い。

形式的に商品の売買等であっても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ(※)があります。(※) 個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者(罰則の対象)です。

- ▶ その後の高額な支払によりかえって経済的生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性もあります。

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■ 0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■ #9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

■ 0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

地方公共団体の消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■ 188

財務局の相談窓口

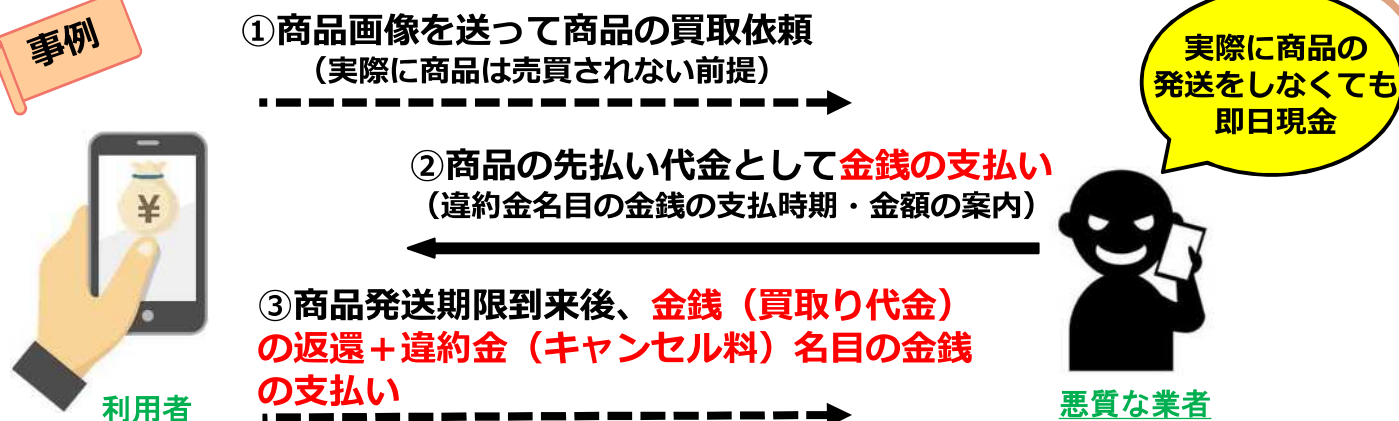
■北海道財務局	011-807-5145	■中国財務局	082-221-1552
■東北財務局	022-721-7078	■四国財務局	087-811-7801
■関東財務局	048-600-1151	■九州財務局	096-206-9763
■北陸財務局	076-220-6721	■福岡財務支局	092-411-7297
■東海財務局	052-951-9620	■沖縄総合事務局	098-866-0095
■近畿財務局	06-6949-6259		

商品の買取りをうたって高額な違約金を 請求する悪質な業者にご注意ください！

高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、
商品買取業者からお金を受け取っていませんか？
そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！

事例



特徴 1 商品売買（※1）を装っているが、契約の解除（キャンセル）を前提としている。（※2）

特徴 2 違約金（キャンセル料）名目の金銭が高額。

（※1）ネット上の商品（スマホ、ゲーム機等）の画像など、利用者の手元にない商品を対象とすることが多い。また、業者側から商品画像が提供されることもある。

（※2）業者は実際に商品を買取るつもりはないため、対象の商品の価値に関心はなく、契約に当たっては、主として利用者の収入等による審査が行われる。

- ▶ 後々の高額な違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払いによりかえって生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

⚠ 商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ（※）があります。

（※）個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。

貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。（10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科（貸金業法第47条第2号））

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■188 (いやや!) (全国共通電話)

※最寄りの消費生活相談窓口へご案内します

財務局の相談窓口

■北海道財務局 011-807-5145

■東北財務局 022-721-7078

■関東財務局 048-600-1151

■北陸財務局 076-220-6721

■東海財務局 052-951-9620

■近畿財務局 06-6949-6259

■中国財務局 082-221-1552

■四国財務局 087-811-7801

■九州財務局 096-206-9763

■福岡財務支局 092-411-7297

■沖縄総合事務局 098-866-0095

18歳、19歳のあなたに伝えたい！！

令和4年4月から、18歳で成年(成人)となります。
自分ひとりで契約ができるようになり、色んな勧誘・誘惑に接する機会も増えるかも。



お金を借りることもできるけど、借りすぎには要注意！！

- ★浪費、遊興費、ギャンブルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金はしない
- ★収入の範囲内で生活すること、高金利の借金を避けることが大事
- ★借金返済のための借金はしない(多重債務に陥り、借金返済が困難に)
- ★自分だけは大丈夫！とは思わないで(誰でも多重債務に陥る危険性はある)

お金を借りる場合は無理のない返済が絶対条件！払いきれない金利の借金はしない！
複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認してください。

そして何より・・・

**絶対に、絶対に、
違法な高金利業者(ヤミ金融)は
利用しないでください！**

ヤミ金融からお金を借りると・・・

過酷な取立て や 払いきれない高金利 により、

あなたの生活が破たん するおそれがあります！

最近のヤミ金融の特徴

- ★インターネット取引やSNSを利用した新たな手口！
- ★「誰でも」「簡単に」「今すぐに」などの甘い言葉でお金を貸そうとしてくるので、ヤミ金融の場合があると知っていないと、つい手を出してしまうことがあるかも・・・
- ★「給与ファクタリング」「個人間融資」「後払い(ツケ払い)現金化」などの勧誘・広告の場合は、ヤミ金融の場合があるので要注意！

ホーム	金融庁について	お知らせ・広報	政策・審議会等	法令・指針等	アクセスFSA (金融庁広報誌)	金融機関情報	国際関係
-----	---------	---------	---------	--------	---------------------	--------	------

[ホーム](#) > [利用者の方へ](#) > [消費者金融等について](#)

18歳、19歳のあなたに伝えたい！！ ～成年年齢引下げを踏まえて～



令和4年4月から、18歳で成年（成人）となります。
自分ひとりで契約ができるようになり、色んな勧誘・誘惑に接する機会も増えるかもしれません。
お金を借りることも、ひとりてできるようになりますが、借りすぎには要注意です。

- ★浪費、遊興費、ギャンブルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金はしない
- ★収入の範囲内で生活すること、高金利の借金を避けることが大事
- ★借金返済のための借金はしない（多重債務に陥り、借金返済が困難に）
- ★自分だけは大丈夫！とは思わないで（誰でも多重債務に陥る危険性はある）

お金を借りる場合は無理のない返済が絶対条件です。払いきれない金利で借金はしないでください。
また、複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認してください。

そして何より、絶対に、絶対に、違法な高金利業者（ヤミ金融）は利用しないでください！
ヤミ金融からお金を借りると、過酷な取立てや、払いきれない高金利により、あなたの生活が破たんするおそれがあります。

○ 金融庁の主な取組み

令和4年1月7日、[成年年齢引下げに関する関係閣僚合意](#)において、政府全体の主な施策（政策パッケージ）が報告されるとともに、総理から各府省庁に対し、これらの取組を集中的に進めるよう指示がありました。
金融庁においては、若年者の方々が過大な債務を負うことがないよう、これまでも取組を実施してきましたが、更に取組を進める観点から、以下の取組を実施することとしています。

各種窓口のご案内
金融行政モニター
入札公告等
申請・届出・照会
パブリックコメント
情報公開等
利用者の方へ
採用情報
関連リンク
新着情報配信サービス
調達情報配信サービス
金融庁ソーシャルメディアアカウント


**DOWNLOAD
ADOBE® READER®**

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手帳に貸い最新のソフトをダウンロードしてください（新しいウィンドウで開きます）。

日本貸金業協会における自主ガイドラインの策定等

貸金業法上、貸金業者が顧客に対して顧客の年収の3分の1を超える貸付けを行うことは禁止されています。そのため、貸金業者は、貸付けに際し、顧客から収入の状況を示す書類(給与明細や源泉徴収票)の提出を受けることとされています。ただし、貸付額が50万円以下(又は他社との合算で100万円以下)の場合は、収入の状況を示す書類は不要とされ、年収は顧客の自己申告でも可能となっています。

若年者への貸付けに当たっては、収入の状況をしっかりと確認し、若年者が過大な債務を負うことがないように、貸金業協会(自主規制機関)の自主ガイドラインに、「若年者への貸付けは、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認する」旨が盛り込まれました。また、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインを遵守するよう、[要請文書\(PDF: 559KB\)](#)を発出しました。

(参考1) [日本貸金業協会の自主ガイドライン](#) (令和4年2月16日公表)

その遵守状況は、政府全体の主な施策(政策パッケージ)や自主ガイドラインが策定される以前に実施された、[成年年齢引下げ後における若年者への貸付方針等に関するアンケート調査の結果\(PDF: 503KB\)](#)も踏まえ、日本貸金業協会とも連携しながら、当局の監督・検査を通じてモニタリングしていきます。

(参考2) 全国銀行協会等における取組等

全国銀行協会においても、若年者に対する消費者向け貸付けを行う場合には収入の状況を示す書類の確認を行う等の旨の申し合わせを行っております。また、金融庁から全国銀行協会を介して各銀行に対し、この申し合わせを遵守するよう要請したほか、その他の業界団体に対し、若年者に貸付けを行う場合の適切な対応を要請しました。これらについても、適切な対応がなされるよう、モニタリングしてまいります。

・ [全国銀行協会の申し合わせ\(令和4年2月17日公表\)「成年年齢引下げを踏まえた銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」](#) (PDF: 492KB) (令和4年2月17日)

・ [全国銀行協会向け要請文書「成年年齢引下げを踏まえた対応について」](#) (PDF: 492KB) (令和4年2月17日)

・ [全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び全国労働金庫協会向け要請文書「成年年齢引下げを踏まえた対応について」](#) (PDF: 1,425KB) (令和4年2月17日)

・ [全国労働金庫協会の申し合わせ\(令和4年2月24日公表\)「労働金庫業態における成年年齢引下げをふまえた対応にかかる申し合わせ」](#) (PDF: 646KB) (令和4年2月24日)

・ [全国労働金庫協会向け要請文書「成年年齢引下げを踏まえた対応について」](#) (PDF: 646KB) (令和4年2月24日)

・ [全国信用組合中央協会の申し合わせ\(令和4年2月25日公表\)「成年年齢引下げを踏まえた信用組合による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」](#) (PDF: 638KB) (令和4年2月25日)

・ [全国信用組合中央協会向け要請文書「成年年齢引下げを踏まえた対応について」](#) (PDF: 638KB) (令和4年2月25日)

・ [全国信用金庫協会の申し合わせ\(令和4年3月18日公表\)「成年年齢引下げを踏まえた消費者向け貸付けに関する業界申し合わせ」](#) (PDF: 632KB) (令和4年3月18日)

・ [全国信用金庫協会向け要請文書「成年年齢引下げを踏まえた対応について」](#) (PDF: 632KB) (令和4年3月18日)

成年年齢の引下げを含めた金融教育に関する指導教材の作成

新高校学習指導要領(令和4年4月～)における金融教育の拡充を踏まえ、成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材を作成しました。当該教材は、教員による授業や金融庁職員による出張授業で活用しますほか、一般のどなたでもご利用いただけます。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>

関係業界と連携した周知・啓発

金融庁では、これまで、成年年齢下げを踏まえた若年者向けの周知・啓発活動として取組を行ってきたところですが、より効果的に若年者に訴求することを目的とし、うんこドリル（※）のキャラクターを用いて、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画（15秒×8本）を作成しましたので、是非ご覧ください。

（※）うんこドリルとは、（株）文響社が出版する、うんこをモチーフとした可愛らしいキャラクターを用いて作られた学習ドリルのことです。最近では、大学入試の英単語などにも使われています。



（バナーからYoutubeへ移動します）

また、日本貸金業協会において、若年者が注意すべき金融トラブル事例や同協会の若年者向け特設ウェブサイトを紹介する公式YouTubeチャンネル「JFSAチャンネル」を開設しましたので、こちらも是非ご覧ください。なお、同チャンネルは、YouTube広告も実施しています。

<https://www.j-fsa.or.jp/promotion/>

さらに、全国銀行協会において、特設サイト「成年年齢下げとお金の正しい話」が開設されましたので是非ご覧ください。なお、特設サイトで公開されている動画は、[同協会の公式YouTubeチャンネル](#)にもございますので、こちらも是非ご覧ください。

○ 悪質な業者、ヤミ金融業者にご注意！！

若者を狙う悪質な業者にご注意

資金力のない若者に嘘までつかせて消費者金融などからの借り入れやクレジットカードの利用（クレジットカードのショッピング枠の現金化を含む）を強引に勧め、高額な契約を結ぼうとする悪質業者にご注意ください。

[日本貸金業協会ウェブサイトへ](#)

最近のヤミ金融の特徴

- ・インターネット取引やSNSを利用した新たな手口！
- ・「誰でも」「簡単に」「今すぐに」などの甘い言葉でお金を貸そうとしてくるので、ヤミ金融の場合があると知っていないと、つい手を出してしまうことがあるかも・・・
- ・「給与ファクタリング」「個人間融資」「後払い（ツケ払い）現金化」などの勧誘・広告の場合は、ヤミ金融の場合があるので要注意！

（詳細は以下を参照してください）

[給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください！](#)

[SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！](#)

[「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意ください！～いわゆる後払い（ツケ払い）現金化に要注意～](#)

[商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者に注意！～いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！～](#)

貸金業登録の有無は、金融庁ウェブサイト「[登録貸金業者情報検索サービス](#)」から検索することができます。

○ 金融に関する知識を身につけたいみなさまへ

中学生・高校生のみなさまが金融に関する知識を身につけるために役立つ教材や関係団体へのリンクをまとめています。

<https://www.fsa.go.jp/teach/chuukousei.html>

○ 金融庁公式SNSアカウント

- ▶ [金融庁](#) (@fsa_JAPAN)
金融庁の公式Twitterアカウントです。
成年年齢引下げに関する注意喚起情報を発信しています。
- ▶ [金融庁個人間融資対策](#) (@fsa_P2PL)
金融庁個人間融資対策の公式Twitterアカウントです。
SNSにおける個人間融資について、注意喚起を実施しています。
- ▶ [金融庁個人間融資対策](#) (@fsa_p2pl)
金融庁個人間融資対策の公式Instagramアカウントです。
SNSにおける個人間融資について、注意喚起を実施しています。

○ 相談窓口

- 金融庁 金融サービス利用者相談室（平日10時00分～17時00分）
電話：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
FAX：03-3506-6699
[インターネットによる情報の受付は、こちら](#)
- 多重債務相談窓口連絡先
<https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>
- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
電話：0570-051051（IP電話からは03-5739-3861）
- 警察
電話：#9110（各都道府県警察相談ダイヤル）
- 消費生活センター等の消費生活相談窓口
電話：188（消費者ホットライン）